

2008年度

全学教育科目「学問の面白さを知る」

# アジア諸国に対する法整備支援

2008年5月27日

名古屋大学法政国際教育協力研究センター長  
大学院法学研究科教授  
鮎京正訓

# 法整備支援とは何か①

## 新ODA大綱(一部抜粋)その1

政府開発援助大綱(2003年8月)

### I. 理念 —— 目的、方針、重点

#### 1. 目的

我が国ODAの目的は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することである。

これまで我が国は、アジアにおいて最初の先進国となった経験をいかし、ODAにより経済社会基盤整備や人材育成、制度構築への支援を積極的に行ってきた。その結果、東アジア諸国をはじめとする開発途上国の経済社会の発展に大きく貢献してきた。

一方、冷戦後、グローバル化の進展する中で、現在の国際社会は、貧富の格差、民族的・宗教的対立、紛争、テロ、自由・人権及び民主主義の抑圧、環境問題、感染症、男女の格差など、数多くの問題が絡み合い、新たな様相を呈している。

特に、極度の貧困、飢餓、難民、災害などの人道的問題、環境や水などの地球的規模の問題は、国際社会全体の持続可能な開発を実現する上で重要な課題である。これらの問題は、国境を超えて個々の人間にとっても大きな脅威となっている。

また、最近、多発する紛争やテロは深刻の度を高めており、これらを予防し、平和を構築するとともに、民主化や人権の保障を促進し、個々の人間の尊厳を守ることは、国際社会の安定と発展にとっても益々重要な課題となっている。

...

# 法整備支援とは何か①

## 新ODA大綱(一部抜粋)その2

### ◆ 2. 基本方針

このような目的を達成するため、我が国は以下の基本方針の下、ODAを一層戦略的に実施する。

#### (1)開発途上国の自助努力支援

良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国ODAの最も重要な考え方である。このため、開発途上国の自主性(オーナーシップ)を尊重し、その開発戦略を重視する。

その際、平和、民主化、人権保障のための努力や経済社会の構造改革に向けた取組を積極的に行っている開発途上国に対しては、これを重点的に支援する。



# 法整備支援とは何か②

- ◆ 司法制度改革審議会意見書

(2001年6月12日)

「アジア等の発展途上国に対する法整備支援  
を引き続き推進」

# 法整備支援とは何か③

1989年、東欧社会主義体制の崩壊

1991年、ソ連邦の解体



市場経済化への移行

それにふさわしい法整備を行なう

# 法整備支援とは何か④

- ◆ 法分野での国際支援活動
- ◆ 1996年以降、日本政府によるアジア諸国への法整備支援
- ◆ 立法支援、法曹養成支援、法学教育支援
- ◆ 対象国：ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム、カンボジア、ラオス、中国 など

# 法整備支援実施機関

## ◆ 日本

JICA、法務省、最高裁判所、日本弁護士  
連合会

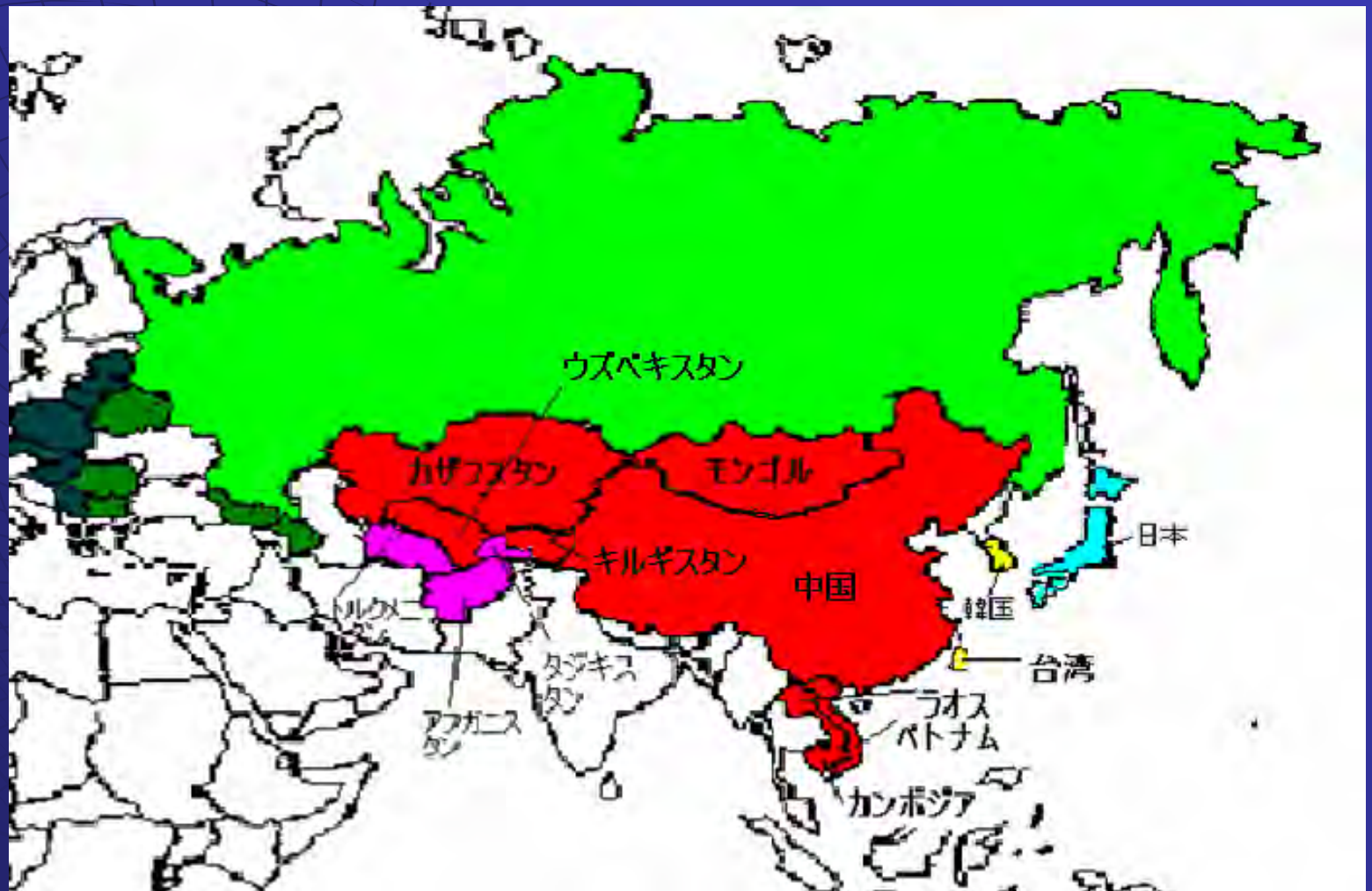
## ◆ 外国、国際機関

スウェーデンSida、アメリカ合衆国USAID、  
フランスなど

世界銀行、アジア開発銀行 など

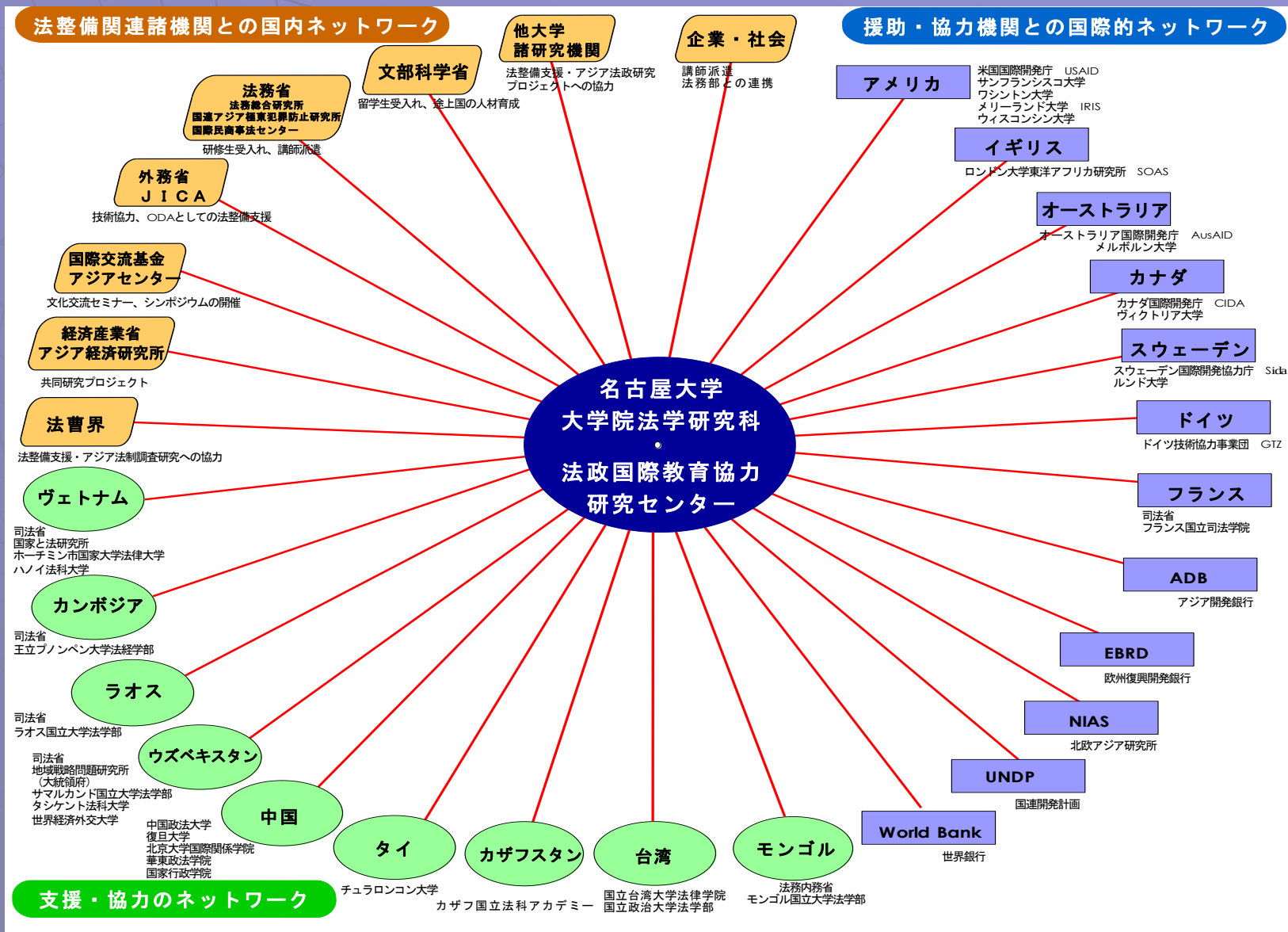


# アジア体制移行国





# 法整備支援の国内外ネットワーク



# 従来の法整備支援の問題点

- ◆ 一方通行の法整備支援
  - 相手国の法文化の無理解
  - 支援国の価値観の押し付け
- ◆ 実務家と研究者との連携不足
  - 支援国側の連携不足
  - 相手国側の連携不足

# 名古屋大学と法整備支援

- ◆ 1990年～「アジア・太平洋地域法政研究教育事業」の開始
- ◆ 1998年～「アジア法整備支援」の開始
- ◆ 2000年「アジア法政情報交流センター」の設立
- ◆ 2002年「法政国際教育協力研究センター(CALE)」の設立
  - ⇒アジアからの留学生の教育
  - ⇒アジア諸国法研究の実施

実効的な法制度の構築とそれを  
設計・運用する研究者・実務家養成



# 名古屋大学大学院法学研究科

## 留学生数(一部)

### 2008年5月現在

| 国・地域名   | 留学生数 |
|---------|------|
| ウズベキスタン | 16   |
| カンボジア   | 15   |
| ベトナム    | 12   |
| モンゴル    | 8    |
| ラオス     | 7    |
| ミャンマー   | 6    |
| タジキスタン  | 1    |

# 学術的側面での発展

欧米からの「輸入型」であった日本法学を  
世界への「情報発信型」へと転換する

# 社会への貢献

日本の法律実務家、企業、NPO、  
世界の法整備支援を行なう各国援助機関、  
研究者にアジア諸国法情報を提供

# 若手研究者の育成

日本：アジア法の若手研究者養成の  
ための資金、研究機会の提供

外国：日本法に精通した研究人材の養成  
日本語による日本法研究、教育



# 先端的学術情報の集約

## 基本的法情報の 国際的な研究データベースの構築